

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年3月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営猿田西地区土地改良事業計画書（区画整理）の写し
- 2 縦覧期間
令和7年3月26日（水）から同年4月23日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 3 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所本庁舎掲示場
秋田市御野場一丁目5番1号 秋田市南部市民サービスセンター

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年3月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営脇本本村地区土地改良事業計画書（区画整理）の写し
- 2 縦覧期間
令和7年3月26日（水）から同年4月23日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 3 縦覧場所
男鹿市船川港船川字泉台66番1号 男鹿市農林水産課